

保護者の皆様

全世界的なコロナ感染症の拡大により、所属の会社からの要請などでご家族、児童生徒様が日本に帰国し、当面インドネシアの安全が確認されるまで日本で待機される方が増えております。

CJS ではこれらの対応のため在校生の場合、帰国先の学校に①体験入学を申し込む②CJS を退学し日本の学校に入学する手続きを取る旨、案内をしてきました。また新入学・編入学の児童生徒の場合は、入学願書は保留するので、一旦新年度から日本の学校に入学頂き、インドネシアに戻られてから CJS に編入頂く旨、案内をしておりました。

しかしながら、昨日、文科省より新しい情報を得ましたのでこれまでの対応を変更して、今後については以下の対応をさせていただきますのでご案内申し上げます。

1. 文科省からの情報

2月10日に日本の教育委員会向けに「中国から帰国した児童生徒等への対応に関する学齢簿の取り扱いについて」という通達が出ていますが、この通達について中国以外から帰国する児童生徒についても適用するという情報です。3月24日に在外教育施設に連絡がありました。正式通達は近日中に日本国内の各教育委員会向けにだされる予定となっています。

2. 2月10日の文書の内容

通達文書の中で関係する主な部分は〈就学機会の確保等〉(次ページに原文を添付致します)で要約すると

- ① 通常は認められない二重籍での就学を認める(学齢簿を編製)
- ② 転入する場合、教科書は教科書用図書給与証明書がなくとも無償供与する
- ③ 就学援助精度、学習指導の配慮、心のケアを含む健康相談など考慮される。

3. CJS の対応

- ・ 在校生については CJS 在籍のまま、日本の学校に通学することを認めると共に、帰国先の学校から要請される手続きについて柔軟に対応します。
- ・ 帰国先の学校に転入学について相談頂き、必要な手続きについて聞き取りのうえ、CJS にご相談ください。なお、住民票の復帰なども必要がないと想定しています。
- ・ 編入学、新入学を予定されている場合、インドネシアへの渡航が遅れて4月22日からの通学ができない場合は、入学願書を保留します。上記同様に日本で最寄りの学校に相談の上、入学手続き又は、通学継続の手続き(退学届の保留)を依頼してください。日本の学校から書類など求められた場合は CJS へご相談ください。

4. 校納金について

CJS に籍を置きながら、日本の学校に通学した場合、現状の CJS の規則として所定の校納金が発生します。ただし、支払いの時期などについては柔軟に対応させていただきます。

編入される場合は、費用の発生は編入後となります。インドネシアの渡航がきまりましたらご連絡ください。

5. これまでに退学届を提出頂き日本の帰国先で入学手続きを進めておられる方については、日本の入学先及び CJS にご相談ください。退学届を差し戻しして、在籍のまま日本の学校への通学に対応を

変えることについても柔軟に対応いたします。

なお、現時点では4月22日に始業式・入学式を開催のうえ、2020年度を開始する予定です。開始の条件やその後の教育活動継続の条件について、別途通知いたしますのでご承知おきください。

2月10日付け元初健食第43号「中国から帰国した児童生徒等への対応について(2/10現在)(通知)」の原文のうち、関係箇所は以下の通り

<就学機会の確保等>

- (5) 一時的な帰国であっても就学の機会が適切に確保されることが重要であることから、以下のとおり、主として義務教育段階の児童生徒等への対応の留意点を示すが、その他の生徒等への対応の際にも、これに準じて十分留意されたいこと。

(ア) 学齢簿の編製等

一時帰国した児童生徒等からの転入学の希望を受けた場合には、上記(1)に留意の上、居住実態に基づき学齢簿を編製するなど、可能な限り弾力的に取扱うこと。

(イ) 教科書の取扱いについて

一時帰国した児童生徒等が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和元年度使用教科書の無償給与を行うこと。

(ウ) 就学援助等について

一時帰国により転入学した児童生徒等に対しては、就学援助制度等の周知を適時に行い、援助の実施漏れがないようにするとともに、当該児童生徒等が年度の中途において就学援助等を必要とする場合は、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること。

(エ) 学習指導等における配慮について

学習指導や当該児童生徒等の学年の課程の修了の認定等に当たっては、一時帰国した児童生徒等が在籍する学校においては、当該児童生徒等の中国における学習状況を踏まえ、適切に対処すること。

(オ) 心のケアを含む健康相談等の充実について

一時帰国した児童生徒等を受け入れた学校においては、児童生徒等の状態に鑑み、必要があれば臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、スクールカウンセラーによる援助を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

(カ) 災害共済給付制度

一時帰国した児童生徒等が国内の学校における教育活動を安心して受けられるよう、速やかに災害共済給付制度に加入できるようにすること。